

保育園等入所 AI 選考システム導入業務委託仕様書

1. 業務の名称

保育園等入所 AI 選考システム導入業務委託

2. 業務の目的

保育所等の入所選考（以下「利用調整」という。）において、AI を活用したマッチングシステム（以下「システム」という。）を導入し、複雑なきょうだい条件に対応するとともに、作業時間の短縮により申請者へ利用調整結果を早期に通知することで、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

半田市役所子ども未来部幼児保育課（半田市東洋町二丁目1番地）

5. 業務内容

本業務の内容は、申込児童ごとの申請情報（点数、希望施設）やきょうだいを結ぶ情報に基づき、保育所の空き状況等を踏まえ、優先度の高い申込児童から順に入所選考を行える機能を有するシステムの構築及びシステムの運用に必要な関連業務を行う。

（1）本業務の適用範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。

ア 本業務について契約締結後、以下に掲げるものを速やかに提出・実施すること。

- ① 事業実施計画書
- ② 事業実施体制図
- ③ 業務スケジュール

※令和8年4月入所分の利用調整（令和7年10月中旬開始）までにテスト運用を行い、本稼働できる計画・体制・スケジュールとすること。

イ 年間の「システム運用・保守サービス仕様作成支援」に関する仕様書案の取りまとめを実施すること。

ウ 本業務について、以下の業務を完了すること。

- ① 別紙1「業務要件定義書」から基本設計、詳細設計等、本業務に係るシステム等の設計及びその内容に基づく構築
- ② 本業務の範囲で定義した全ての機能を網羅し、業務スケジュールで定義

した稼働日前日におけるシステム稼働

③ 成果物の納品

- i 本システム一式（ソフトウェア）及び、それを導入等した（利用可能な状態とした）端末１台
- ii 操作マニュアル（紙媒体１部、電子媒体１部）
操作マニュアルは、実際の処理の流れに沿った説明があり、画面のハードコピーの貼付、本市の設定等を記載し、わかりやすいものとする。
- iii 作業報告書等（紙媒体１部、電子媒体１部）
 - ・議事録（打合せがあった場合）
 - ・懸案事項検討一覧（懸案事項があった場合）
 - ・作業完了報告書（テスト結果含む）
- ④ システム運用・保守サービス仕様に関する仕様書案及び網羅的に対応した運用・保守サービス開始準備作業の完了

これらについて、受託者は本市と十分協議した上で行うこととする。

（２）システム要件

ア 全般的要件

- ① システム運用時の効率化のため、見やすさや操作性等を考慮したシステムであること。
- ② 業務に支障が出ないよう、障害対策や安全対策、性能担保について十分に考慮すること。
- ③ 運用を円滑に実施するための機能や運用方法等について、採用する機能や製品名 等具体的に提案すること。
- ④ 個人情報を取り扱う上での情報セキュリティ対策が十分にできていること。
- ⑤ 設定及び管理画面、その他利用者（ユーザー、システム管理者）が使用するインターフェースは、原則として日本語であること。

イ システム構成

- ① パッケージソフトウェアの利用を前提とし、スタンドアロン方式で構築すること。
- ② システムは、インターネット経由でサービスを提供するシステム形態でないこと。
- ③ インターネットと通信するシステム形態でないこと。
- ④ 利用調整に必要な情報を本市指定のレイアウトのまま CSV データで取り込める、または変換ツール等を介して取り込めること。（本市では（株）トラストバンクが運用する「LoGo フォーム」において申請を受け付け、

利用調整に必要な情報を取得している。詳細は本市ホームページ（ホームページ番号 1008943）を確認すること。）

主な情報は次のとおり

- ・各施設の情報、クラスごとの受入可能人数
- ・入園申込をした児童の情報、入園希望施設
- ・保育の利用を必要とする理由の指数元情報、同点時の優先順位に必要な情報
- ・転園希望者の在園情報 等

- ⑤ 本市の利用調整で使用する別紙１「半田市保育所等利用調整指数表」及び別紙２「同点時の優先順位」に基づき、申込児童ごとの情報、きょうだい情報から保育園等の空き状況を踏まえた利用調整が自動で行えること。基準に変更があった場合は、都度対応すること。
- ⑥ その他、実施要領様式第８「業務要件定義書」の各機能要件については、要件事項の一部をもって拡大解釈することなく、対応困難な場合はリスクを回避した代替案を提案すること。

（３）端末要件に関すること

- ① 本システムの稼働環境を以下のとおり本市で用意するため、「（２）システム要件」を満たすシステムをインストールすること。

項 目	仕 様
形態	デスクトップ型端末
メーカー・型番	HP Pro Mini G9
OS	Windows 11 Pro
CPU	Intel Core i5-12500T
メモリ	8GB
HDD	SSD 512GB

- ② システムの稼働に際して、端末側で必要となるソフトウェアについてはすべて納品すること。
- ③ パッケージソフトウェアとしてパソコン１台で利用するために必要なライセンスを納品すること。

※システムのインストールにあたり、上記仕様のパソコンでのシステム稼働が困難な場合は、本市と協議を行うこと

6. スケジュール

時 期	内 容
令和7年8月18日 ※予定日	契約締結
令和7年8月 ～ 令和7年9月	打合せ
	実施計画書提出
	構築作業の開始
	テスト運用
	システム操作説明
令和7年10月	システム本稼働（運用・保守開始）

7. 運用・保守について

（1）システム運用・保守について

本調達で構築するシステムの運用については、受託者が運用・保守サービスを提供することとする。受託者と本市で協議の上作成する仕様書案に基づき、網羅的に対応した運用サービスを実施すること。

運用・保守サービス内容の決定に当たっては、システムの安定的な運用、継続的な利用、費用の適正化を目的として検討する。なお、運用・保守業務については、令和8年度からの契約を予定している。令和7年度内の運用・保守業務については、その経費を本契約に含めるものとする。

（2）操作説明について

操作説明については、導入時の説明及び操作講習を目的として、本市職員の負担とならないことを基本とし、本業務システム操作及びシステム管理についてスムーズに習得できる説明とすること。

（3）ヘルプデスクについて

本市職員からの問い合わせに対応する事業者向けヘルプデスク（対応窓口）を設置すること。

（4）障害対応について

障害が発生した場合には速やかに本市に報告するとともに原因調査を実施し、早期復旧を図ること。また、管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日1回以上取得し、世代管理を行うこと。必要に応じバックアップデータからの復旧ができること。

8. 再委託の禁止

受託者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により本市の承諾を得たときは、この限りでない。

9. 秘密の保持及び個人情報の保護

(1) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に際し、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た情報等を第三者に開示する等業務目的以外に使用しないこと。

(2) 複写及び複製の禁止

受託者は、本業務に係る個人情報を本市の承諾なく複写、又は複製してはならない。ただし、書面により事前に本市の承認を得たときは、この限りでない。本市の承認を得て複写、又は複製した場合は、本業務終了後直ちに消去し、再生又は 再利用ができない状態にすること。

10. その他

(1) 本契約の履行に伴い発生する成果物等は、全て本市に帰属すること。

(2) 本仕様書に記載のない事項である場合でも、業務を実施するために必要な事項を実施し、それに係る費用を負担すること。

(3) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定すること。

令和 7 年度半田市保育所等利用調整指数表

番 号	状 況			入所指数	
	類 型	細 目		続柄	続柄
1	就 労	外 勤 居宅外自営	月 1 5 0 時間以上	10	10
			月 1 2 0 時間以上	9	9
			月 1 0 0 時間以上	8	8
			月 9 0 時間以上	7	7
			月 6 0 時間以上	6	6
		農 業	月 1 5 0 時間以上	9	9
			月 1 2 0 時間以上	8	8
			月 1 0 0 時間以上	7	7
			月 9 0 時間以上	6	6
			月 6 0 時間以上	5	5
		内 勤 居宅内自営	月 1 5 0 時間以上	9	9
			月 1 2 0 時間以上	8	8
			月 1 0 0 時間以上	7	7
			月 9 0 時間以上	6	6
			月 6 0 時間以上	5	5
		内 職	月 6 0 時間以上	4	4
2	出 産	出 産	出 産 の 前 後	8	8
3	疾病等	疾 病	1 月以上入院を要する場合	10	10
			月 2 0 日以上通院を要する場合	10	10
			月 1 5 日以上通院又は常時安静を要する場合	6	6
		障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳 A	10	10
			身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳 B	9	9
			上記以外	4	4
4	介 護	病 院	月 1 5 日以上の付添い	6	6
		自 宅	寝たきり者の付添い（常時観察と介護を要する）	10	10
			上記以外付添い（就労要件と同程度の時間）	5	5
5	災 害	災 害	災害の復旧	10	10
6	その他	就学等	※番号 1 を準用		
		育児休業	育児休業中の入園希望 ※年度内復帰の場合は調整指数番号12を適用	3	3
		求職等	求職活動予定等	1	1
		虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	10	10
		その他	上記に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められた場合※指数については別途判断		

調整指数

番 号	世帯の状況	調整指数
1	ひとり親世帯の場合（離婚調停中であることが書面により確認できる場合を含む）	14
2	保護者の一方が単身赴任、離婚協議等で別居している場合※令和7年4月以降も継続される場合	0.5
3	生活保護世帯の場合	1
4	兄弟姉妹が同時に利用申込みする場合 （同一施設・別々の施設を問わない。求職活動要件の場合は適用されない。）	2×申込数
5	兄弟姉妹が入所している施設と同一の施設に利用申込をする場合 （同一法人が運営の隣接する施設を含む。）	7
6	申込児が多胎児（双子、三つ子等）の場合 ※調整指数4と合わせて加算	1
7	育児休業取得により退所となった児童の再入所	15
8	他市町村の事業所内保育事業（地域型保育事業）の従業員卒の卒園者（3歳児申込及び半田市認定者に限る）	1
9	市内認可外保育施設利用者	0.5
10	市内企業主導型保育施設卒園児童で同一法人が経営する認可保育園・こども園・地域型保育事業所を希望する場合	0.5
11	入所児童が第3子以降の場合	0.5
12	育児休業からの年度内（令和7年4月1日～令和8年3月31日）復帰 ※育児休業中の入園を希望する場合	1
13	居宅内労働（自営）で刃物・火気等、危険なものを扱う業種に従事している場合	1
14	認可保育園・こども園・地域型保育事業所で保育士（有資格）として月120時間以上勤務する場合	3
15	その他社会的養護等が必要と判断される場合※指数については別途判断	
計		

入所指数と調整指数の合計点が同点となった場合の優先順位

令和7年度
(2024年度)

※入所指数と調整指数の合計点により保育の優先順位を決定しますが、合計点が2人以上で同点となった場合、申請内容等に基づいて、下記項目を確認し、保育の優先順位を決定します。

- ①ひとり親家庭
- ②入所指数の高い世帯（父母の合計入所指数）
- ③障がい者手帳（身体・精神）又は療育手帳の交付を受けている世帯
- ④保護者のどちらかが単身赴任中である
- ⑤市内認可外保育施設利用者
- ⑥保護者の就労時間の合計が高い順
- ⑦希望園順位の高い世帯